

第 10 分野

教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第5次男女共同参画基本計画 中間年フォローアップについて

1. 5次計画及び女性版骨太の方針 2023 における中間年フォローアップの位置づけ

○「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

・5次計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023 (女性版骨太の方針 2023)」

(令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)(抄)

・令和5年が5次計画の中間年に当たる。計画に定める成果目標の着実な達成に向け、全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討を行う。

2. 中間年フォローアップの考え方

○成果目標の達成状況については、計画策定時の数値から目標値との差の1/2以上に達しているかを基本とする。

A: 5次計画の成果目標値、B: 計画策定時の数値、C: 最新値とし、
計画策定時の数値～目標値との差の半分(5年分の2.5/5進捗した場合の値) ※ $\leq C$
の場合を基本とする。

※ $B + (A - B) \times 1/2$

○上記を基本とし基準に未達である成果目標について次頁以降のフォローアップシートを作成するとともに、目標値が「〇以上(毎年度)」となっている成果目標についても、目標に未達の年度がある場合フォローアップシートを作成している。また、成果目標が策定されていない、又は5次計画期間中に改定の可能性がある成果目標についても、関連施策の進捗状況を確認するため、フォローアップシートを作成している。

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	14.7% (2022年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面 50% (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨を周知するとともに、副教材の活用、男女共同参画センターとの連携について、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。	<p>○活動実績・アウトカム 令和2年度に作成した小学生向けの男女共同参画に関する副教材『しょう太くんとあやちゃん どうしたらいいかな?』について、令和3年度以降も引き続き周知を図った。さらに男女共同参画連携会議として、中学生向けの男女共同参画に関する副教材『みんなで目指す! SDGs×ジェンダー平等』を作成、全国の男女共同参画センター(358機関)など2,306機関に送付した。また令和3年度以降も、教育委員会などからの依頼を受け、85機関に追加送付した。</p> <p>○予算 令和3年度執行額: 1,070千円</p>	副教材の周知の余地がある。	引き続き関係団体ならびに省庁を通じて副教材の周知を図る。
固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。(再掲)	○性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、気づきの機会を提供し解消の一助とするため、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度に、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究を行い、調査結果を令和3(2021)年9月、令和4(2022)年11月にそれぞれ公表。	性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について気づきの機会を提供し、解消の一助とするため、作成した普及啓発用動画の周知等に引き続き取り組む必要がある。	○引き続き、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について気づきの機会を提供し、解消の一助とするため、普及啓発用動画、ワークショップなど、積極的な情報発信により、固定的な性別役割分担意識などの解消に向けて取り組んでいく。

	<p>○令和3（2021）年度の調査結果に基づき、チェックシート・事例集を作成し、令和3（2021）年12月に公表。</p> <p>○調査結果等に基づき、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等に向けた普及啓発用動画を作成し、令和4（2022）年11月と令和5（2023）年10月に男女共同参画局公式YouTubeで公開。</p> <p>○性別による無意識の思い込みに関するワークショップの開催を実施した。（令和3（2021）年度：2回、令和4（2022）年度：5回、令和5（2023）年度：5回予定）</p> <p>○誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した性別による固定的役割分担に捉われないフリーイラスト素材を令和3（2021）年度に作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで提供。令和4（2022）年度にはイラストを追加。</p>		
<p>政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。</p>	<p>○政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていくため、SmartNewsでのバナー広告や、TVer、ABEMAでの動画広告の放映を活用した情報発信を行った。</p>	<p>○政府広報を活用するために、定例的な男女共同参画に関する広報・啓発活動について、計画的な取組が重要。</p>	<p>○引き続き、男女共同参画に関する国民的関心を高めていくために、政府広報を活用するとともに、男女共同参画局の公式SNS等との連携も図っていく。</p>

<p>「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。</p>	<p>○「男女共同参画週間」における地方公共団体の具体的な取組を男女共同参画局ホームページに掲載や、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図った。</p> <p>○令和5（2023）年は、「男女共同参画週間」中の6月24日（土）及び25日にG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が栃木県日光市で開催することを踏まえ、男女共同参画・女性活躍に向けた機運をより一層高めるため、6月24日（土）に「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を東京以外での開催は初めてとなる栃木県で開催した。</p>	<p>○男女共同参画に関する意識の浸透を図るため、男女共同参画週間の中央行事である「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体との連携により、「男女共同参画週間」の取組をより広めていくことが重要。</p>	<p>○引き続き、「男女共同参画週間」における地方公共団体の具体的な取組を男女共同参画局ホームページに掲載や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携するとともに、男女共同参画局の公式SNS等を活用し、より一層、男女共同参画に関する意識の浸透を図っていく。</p>
<p>家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。</p>	<p>○家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動として、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞において、子どもたちを産み育てやすいデザインで、男女共同参画担当大臣賞を選定・表彰した。</p>	<p>○特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞は、令和5年（2023）で、第17回の実施になるため、今後も、ある程度の応募件数を維持できるように、広報活動をサポートしていくことが重要。</p>	<p>○引き続き、家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動として、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞において、子どもたちを産み育てやすいデザインで、男女共同参画担当大臣賞を選定・表彰するとともに、男女共同参画局の公式SNS等を活用し、同賞などの広報活動を展開していく。</p>
<p>男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携する。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する等、同イニシアティブに参画する民間団体が行う取組と連携を図る。</p>	<p>○男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携するため、Unstereotype Alliance日本支部の活動にサポーター参加をした。また、同イニシアティブに参画する民間団体との各種会合において</p>	<p>○Unstereotype Alliance日本支部の次期活動が、令和6（2024）年1月（予定）から始まることを踏まえ、男女共同参画局として連携を図ることが重要。</p>	<p>○引き続き、男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と、同イニシアティブに参画する民間団体が行う取組と連携を図っていく。</p>

	意見交換と活動サポートを行うなど、連携を図っている。		
--	----------------------------	--	--

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	14.7% (2022年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面 50% (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞において、こども政策担当大臣賞として2点の製品・空間・サービス等を選定・表彰している。	選定・表彰した商品・サービスの活用に関する広報活動には改善の余地があり、より広く知ってもらうための周知・発信が必要。	引き続き、家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開していく。

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	14.7% (2022年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面 50% (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。	全国の行政相談委員の中から、男女共同参画に係る苦情や要望の処理を中心的に担う、男女共同参画担当委員を指名している。担当委員は、男女共同参画社会に関する苦情等を受け付ける、女性のための相談窓口を開設する等活动を行っており、それらの活動について、広報を行っている。	—	引き続き、男女共同参画社会に関する苦情等を受け付ける相談窓口を開設し、活動についての広報を行う等、取組を継続していく。

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	14.7% (2022年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面 50% (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
校長をはじめとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点で充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修について、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促す。その際、男女共同参画センターや民間団体が行う研修の活用も検討する。	国立女性教育会館において、教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することを目的とし、「学校における男女共同参画研修」を実施した。また、令和4年度より文部科学省主催で、学校教育分野における女性の意思決定過程への参加促進のための「全国フォーラム」を開催している。	教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討し続けられるように、引き続き研修を実施する必要がある。	教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することができるよう、引き続き研修を実施する。

<p>独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図る。</p>	<p>国立女性教育会館において、教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することを目的とし、「学校における男女共同参画研修」を実施した。</p>	<p>教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討し続けられるように、引き続き研修を実施する必要がある。</p>	<p>教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することができるよう、引き続き研修を実施する。</p>
<p>初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨を周知するとともに、副教材の活用、男女共同参画センターとの連携について、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。</p>	<p>全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の徹底をはかってきたところであり、各学校では学習指導要領に基づき男女共同参画に関する指導が行われてきたものと考えられる。</p> <p>令和2年度に、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、自身の指導のヒントにつながる教員向けの研修プログラムの開発を行い、研修モデルについて周知を行っている。</p> <p>令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識の解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成し、周知を行っている。</p>	<p>引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、関係する教科等の学習指導要領の趣旨の徹底を図る必要がある。</p> <p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、関係する教科等の学習指導要領の趣旨の徹底を図る。</p> <p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組むとともに、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。</p>

<p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す。</p>	<p>令和2年度に、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、自身の指導のヒントにつながる教員向けの研修プログラムの開発を行い、研修モデルについて周知を行っている。</p> <p>令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成し、周知を行っている。</p>	<p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組むとともに、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。</p>
<p>保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることや理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における仕事内容や働き方への理解を促進する。</p>	<p>令和2年度に、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、自身の指導のヒントにつながる教員向けの研修プログラムの開発を行い、研修モデルについて周知を行っている。研修の動画教材の中に「大学の専攻分野の選択」を事例として取り上げている。</p> <p>令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き、保護者向け啓発資料等を作</p>	<p>適切な進路選択を可能にするためにも、引き続き作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深め、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気付きを促すため、引き続き作成した教材や研修プログラムの周知に取り組む。</p>

	成し、周知を行っている。		
--	--------------	--	--

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	25.1% (2019年)	26.5% (2022年)	27.5%（早期）、さらに30%を目指す (2025年)
教授等（学長、副学長及び教授）	17.2% (2019年)	18.7% (2022年)	20%（早期）、さらに23%を目指す (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。	<p>【取組の進捗・評価】</p> <p>○予算額／執行額（0千円／0千円） 文部科学省より、令和5年3月29日に各都道府県・政令市教育長あてに、女性管理職増加への取組を一層促進するよう通知を行った。 また、文部科学省において、各学校法人が参加する「学校法人の運営等に関する協議会」における行政説明で女性活躍推進法の内容を周知している。</p>	○特定事業主行動計画等における管理職（校長及び副校長・教頭）ごとの目標及び取組の設定ができていない各都道府県・政令市がある。	○各都道府県・政令市における特定事業主行動計画等における校長及び副校長・教頭のそれぞれの女性割合に係る目標及び取組の設定状況を注視しながら、必要に応じて文部科学省と連携した取組を行う。
改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	<p>・令和3年に、男女共同参画局から、教育関係団体に対して、女性活躍推進法に基づく、事業主行動計画の策定及び情報公表について、取組の着実な実施により、女性職員の活躍を推進すること等を要請した。</p> <p>・特定事業主が公表している情報については、毎年内閣府がフォローアップを行い、「女性活躍推進法『見える化』サイト（以下このシートにおいて「見える化サイト」という。）」において公表している。</p>	・特定事業主における「職員の給与の男女の差異」について、各特定事業主における公表が進んでおり、こうした取組の後押しとなるよう、より実態の把握に資する工夫を行いながら、内閣府による一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、更なる「見える化」を図る必要がある。	<p>・見える化サイトにおいて、令和5年度中に特定事業主が公表した「職員の給与の男女の差異」について新たに掲載し、一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、更なる「見える化」を図る。</p> <p>・令和元年6月に改正された女性活躍推進法の5年後見直しに向けて、特定事業主の経年での公表状況及び目標達成状況等について調査・分析を行う。</p>

	<p>○予算額（令和4年度） 4,541千円</p> <p>○掲載団体数（令和5年9月21日時点） 2,910団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令を改正し、女性の職業選択に資するため、特定事業主が必ず公表しなければならない項目として「職員の給与の男女の差異」を追加し（2023年4月1日施行）、令和4年度における「職員の給与の男女の差異」の実績について、概ね令和5年6月末までに各特定事業主のホームページ等において適切に公表を行うこととした。 		
--	--	--	--

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	25.1% (2019年)	26.5% (2022年)	27.5%（早期）、さらに30%を目指す (2025年)
教授等（学長、副学長及び教授）	17.2% (2019年)	18.7% (2022年)	20%（早期）、さらに23%を目指す (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。	文部科学大臣所轄学校法人及び、知事所轄学校法人の所轄庁である都道府県私立学校主管部課に向けて、各種会議の中で、第5次男女共同参画基本計画に定められた、管理職に占める女性労働者の割合に係る目標等について周知を行い、積極的な対応を促した。	各学校法人及び学校において、改正された女性活躍推進法に基づいた数値目標が設定されるよう、各種会議において、引き続き取組を促していく必要がある。	引き続き、学校法人等に対し、各種会議の中で、第5次男女共同参画基本計画に定められた、管理職に占める女性労働者の割合に係る目標等について周知を行い、積極的な対応を促していく。
改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業者である学校法人の更なる取組を促す。	文部科学大臣所轄学校法人及び、知事所轄学校法人の所轄庁である都道府県私立学校主管部課に向けて、各種会議の中で、改正された女性活躍推進法令等の内容について周知を行い、積極的な対応を促した。	各学校法人及び学校において、改正された女性活躍推進法令等に基づいた情報公表等が実施されるよう、各種会議において、引き続き取組を促していく必要がある。	引き続き、学校法人等に対し、各種会議の中で、改正された女性活躍推進法令等の内容について周知を行い、積極的な対応を促していく。

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	25.1% (2019年)	26.5% (2022年)	27.5%（早期）、さらに30%を目指す (2025年)
教授等（学長、副学長及び教授）	17.2% (2019年)	18.7% (2022年)	20%（早期）、さらに23%を目指す (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	<p>中小企業を中心とした企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会や個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。</p> <p>行動計画に基づく女性活躍に向けた事業主の取組が促進するよう女性活躍推進法を推進している</p> <p>(予算額) R2年度：464,363千円の内数 R3年度：546,469千円の内数 R4年度：302,890千円の内数 R5年度：403,035千円の内数</p> <p>コンサルティングの実施回数 R3年度：1347件 R4年度：778件</p>	-	行動計画の策定義務や具体的な女性活躍の取組について引き続き周知啓発を行う。

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	62/1,856 (2019年)	52/1,853 (2021年)	0 (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。	<p>【取組の進捗・評価】</p> <p>○予算額／執行額（0千円／0千円） 文部科学省より、令和5年3月29日に各都道府県・政令市教育長あてに、女性管理職増加への取組を一層促進するよう通知を行った。 また、文部科学省において、各学校法人が参加する「学校法人の運営等に関する協議会」における行政説明で女性活躍推進法の内容を周知している。</p>	<p>○特定事業主行動計画等における管理職（校長及び副校長・教頭）ごとの目標及び取組の設定ができていない各都道府県・政令市がある。</p>	<p>○各都道府県・政令市における特定事業主行動計画等における校長及び副校長・教頭のそれぞれの女性割合に係る目標及び取組の設定状況を注視しながら、必要に応じて文部科学省と連携した取組を行う。</p>
改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	<p>・令和3年に、男女共同参画局から、教育関係団体に対して、女性活躍推進法に基づく、事業主行動計画の策定及び情報公表について、取組の着実な実施により、女性職員の活躍を推進すること等を要請した。</p> <p>・特定事業主が公表している情報については、毎年内閣府がフォローアップを行い、「女性活躍推進法『見える化』サイト（以下このシートにおいて「見える化サイト」という。）」において公表している。</p> <p>○予算額（令和4年度） 4,541千円 ○掲載団体数（令和5年9月21日時</p>	<p>・特定事業主における「職員の給与の男女の差異」について、各特定事業主における公表が進んでおり、こうした取組の後押しとなるよう、より実態の把握に資する工夫を行いながら、内閣府による一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、更なる「見える化」を図る必要がある。</p>	<p>・見える化サイトにおいて、令和5年度中に特定事業主が公表した「職員の給与の男女の差異」について新たに掲載し、一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、更なる「見える化」を図る。</p> <p>・令和元年6月に改正された女性活躍推進法の5年後見直しに向けて、特定事業主の経年での公表状況及び目標達成状況等について調査・分析を行う。</p>

	<p>点) 2,910 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年12月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令を改正し、女性の職業選択に資するため、特定事業主が必ず公表しなければならない項目として「職員の給与の男女の差異」を追加し（2023年4月1日施行）、令和4年度における「職員の給与の男女の差異」の実績について、概ね令和5年6月末までに各特定事業主のホームページ等において適切に公表を行うこととした。 		
--	--	--	--

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	62/1,856 (2019年)	52/1,853 (2021年)	0 (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。	○教育委員会の現状に関する調査(令和3年度間)において、女性の教育委員がいない教育委員会について、その理由や今後の選任予定について調査した。	令和3年5月1日時点で、教育長が女性ではなく、かつ女性の教育委員が選任されていない市町村教育委員会（一部事務組合を除く。）は30であり、これらの中には女性の教育委員の選任に向けた対応を既に進めている教育委員会もある一方、女性の教育委員について依然として選任の見込みが立っていない教育委員会もそのうち15となっており、このように選任の見込みが立っていない教育委員会も存在することが課題。	令和5年5月30日付け初等中等教育企画課長通知にて、女性の教育委員のいない教育委員会に対して、速やかに選任するよう促したことも踏まえて、来年度以降も女性の教育委員がいない教育委員会に対して、その理由や今後の選任予定を調査し、とりわけ、選任の見込みが立っていない市町村教育委員会に対しては、繰り返し早期の女性の教育委員の選任に向けた速やかな対応を要請する。
改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	○「教育委員会の現状に関する調査」の結果(令和3年度間)に係る留意事項及び第5次男女共同参画基本計画を踏まえた取組の推進について(令和5年5月30日付け初等中等教育企画課長通知)にて、上記調査の結果を公表し、女性の教育委員のいない市町村に対して、第5次男女共同参画基本計画や地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の趣旨に鑑み、速やかに選任するよう促した。		
管理職選考について女性が受けやすくなるよう、教育委員会における検討を促す。			

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	62/1,856 (2019年)	52/1,853 (2021年)	0 (2025年)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	<p>中小企業を中心とした企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会や個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。</p> <p>行動計画に基づく女性活躍に向けた事業主の取組が促進するよう女性活躍推進法を推進している。</p> <p>(予算額) R2年度：464,363千円の内数 R3年度：546,469千円の内数 R4年度：302,890千円の内数 R5年度：403,035千円の内数</p> <p>コンサルティングの実施回数 R3年度：1347件 R4年度：778件</p>	-	行動計画の策定義務や具体的な女性活躍の取組について引き続き周知啓発を行う。